

ISSUE BRIEF

自由貿易協定の現状と課題

—モノの貿易を中心に—

国立国会図書館 ISSUE BRIEF NUMBER 588 (2007. 5. 24.)

はじめに

I FTA

- 1 FTA とは
- 2 WTO と FTA の関係

II 我が国の FTA の現状

- 1 締結の状況
- 2 発効済・署名済の協定の概要
- 3 大筋で合意に至った交渉の概要

III FTA の課題

- 1 貿易自由化をめぐる課題
- 2 原産地規則をめぐる課題

おわりに

我が国は戦後一貫して、GATT・WTO を中心とした多角的貿易体制を対外政策の基本としてきた。しかし、1990 年代末になると、自由貿易協定 (FTA) の推進にも重きを置いたスタンスへと方向転換し、現在では、6 か国 (シンガポール、メキシコ、マレーシア、フィリピン、チリ、タイ) と FTA を締結するに至っているほか、10 余りの国・地域とも交渉中である。

我が国が締結済または交渉中の FTA について、モノの貿易に焦点を当てつつ、その内容を概観すると、①個々の FTA に盛り込まれた市場開放に向けた対応 (関税撤廃など) と WTO の理念との整合性をどのように保っていくか、②東アジアを包括した FTA を実現するため、異なる FTA の間における内容面 (原産地規則等) の調和をどのように図っていくか、などの点が今後の課題として浮かび上がってくる。

経済産業課

さかじり こういち うえだ だいすけ
(坂尻 貢市・植田 大祐)

調査と情報

第 588 号

はじめに

我が国は戦後一貫して、GATT（General Agreement on Tariffs and Trade：関税及び貿易に関する一般協定）・WTO（World Trade Organization：世界貿易機関）を中心とした多角的貿易体制を対外政策の基本としてきた。しかし、1990年代末になると、他国が続々と二国間で自由貿易協定（Free Trade Agreement 以下 FTA とする。）を締結するなか、貿易自由化を図る上で、FTA の推進も重要であるとのスタンスに方向を転換した。

我が国は、2002（平成 14）年にシンガポールと FTA を締結したのを皮切りに、現在では、メキシコ、マレーシア、フィリピン、チリ、タイとも FTA を締結するに至っている。更に現在、10 余りの国・地域と交渉中である。

我が国の FTA 交渉を振り返ると、貿易の取り扱いが決まれば、大筋で合意したといわれるほど、モノの貿易を巡る関税の撤廃は、FTA が規定する諸事項のなかで重要な位置を占めてきた。

本稿¹では、我が国が締結済みまたは交渉中の FTA について、とりわけモノの貿易に関連した部分に焦点を合わせ、その現状と今後の課題を明らかにする。

I FTA

1 FTA とは

FTA とは、一般に、特定の国や地域の間で物品の関税やサービス貿易の障壁等を削減・撤廃することを目的とする協定をいう。もっとも、我が国では、物品・サービス貿易の自由化に加え、水際及び国内の規制の撤廃や各種経済制度の調和等、幅広い経済関係の強化を目的とする協定を、経済連携協定（Economic Partnership Agreement 以下 EPA とする。）と呼ぶケースも少なくない²。EPA は FTA を主要な構成要素とする、より包括的な概念と言える。

本稿では、モノの貿易に焦点を当てるという観点から、特に断らない限り、FTA という語を域内におけるモノの貿易を自由化する協定という意味で用いることにする。

2 WTO と FTA の関係

FTA は、域内の貿易を自由化する一方、域外国との間では貿易障壁を残すという点で、WTO 協定において最も重要な原則とされる最恵国待遇原則に反するおそれがある³。同原則は、いずれかの国に与える最も有利な待遇を他の全ての加盟国に対して与えなければならないという内容であり、GATT 第 1 条に規定されている⁴。

¹ 本稿は、坂尻貢市（現 主題情報部科学技術・経済課）が調査及び立法考査局経済産業課在籍中に執筆した原稿に対して、植田大祐（現 同 経済産業課）が加筆修正を行ったものである。

² 外務省『日本の経済連携協定（EPA）交渉-現状と課題-』2007.4, p.2. <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/pdfs/kyotei_0703.pdf> 貿易の自由化に加え、投資規制撤廃、知的財産制度の調和、人的交流の拡大も目指す。

³ 田村次朗『WTOガイドブック』弘分社, 2006, p.175.

⁴ 経済産業省通商政策局『不正貿易報告書』経済産業調査会, 2006, p.177.

GATT第24条によれば、モノの貿易において、FTAが最恵国待遇原則の例外として正当化されるのは、構成国間の実質上全ての貿易を巡り関税が廃止されるなどの要件が満たされる場合に限られている⁵。この場合の「実質上全ての貿易」については、明確な規定が存在しないものの、一般には、貿易額ベースで90%以上の関税撤廃が10年以内に行われるといった暗黙の基準があるとみられている⁶。

ただし、途上国同士が締結するFTAの場合は、GATT第24条の要件を必ずしも満たさなくてもよいとされる授權条項⁷を適用することが可能である。

これに対して、先進国と途上国の間では、授權条項の適用が認められていない。このことは、我が国が途上国とFTA交渉を行う場合、相手国も我が国と同様に、GATT第24条の義務を果たさなければならないことを意味している⁸。

II 我が国のFTAの現状

1 締結の状況

我が国は2002年にシンガポールとFTAを締結したのを皮切りに、今日では、メキシコ、マレーシア、フィリピン、チリ、タイともFTAを締結するに至っている。更に現在、10余りの国・地域と締結に向けた交渉を行っている最中である。2005年4月からは、ASEAN（東南アジア諸国連合）との交渉も始まった。現在の締結状況をまとめると、表1のとおりとなる。

表1 我が国のFTAの締結状況について（2007年4月末現在）

発効済	署名済	交渉中（大筋合意も含む）
<ul style="list-style-type: none"> ・シンガポール (2002年11月発効) ・メキシコ (2005年4月発効) ・マレーシア (2006年7月発効) 	<ul style="list-style-type: none"> ・フィリピン (2006年9月、第165回国会で承認) ・チリ (2007年3月署名) ・タイ (2007年4月署名) 	<ul style="list-style-type: none"> ・インドネシア(2006年11月大筋合意) ・ブルネイ(2006年12月大筋合意) ・韓国(2003年12月より交渉開始、2004年11月より交渉中断) ・ASEAN全体(2005年4月より交渉開始) ・GCC諸国⁹(2006年4月より交渉開始) ・ベトナム(2007年1月より交渉開始) ・スイス(2007年1月より交渉開始) ・インド(2007年2月より交渉開始) ・オーストラリア(2007年4月より交渉開始)

(出典) 外務省ホームページ、経済産業省ホームページより作成。

これまでに我が国が締結してきた個々のFTAについて、10年以内に関税が撤廃される割合を貿易額ベースで見たのが、表2である。いずれのFTAについても、往復ベースで

⁵ 同上 p.344.

⁶ 安井正「我が国の経済連携協定交渉の現状について」『ファイナンス』42巻5号, 2006.8, p.31.

⁷ 経済産業省通商政策局 前掲注4, p.348.

⁸ 馬田啓一「重層的通商政策の意義と問題点」『日本の新通商戦略』文眞堂, 2005, p.5.

⁹ GCC（湾岸協力理事会）諸国は、具体的には、バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦から構成される。

90%以上の関税撤廃となっており、WTOにおける最恵国待遇原則の例外としての暗黙の条件は満たしている。

表2 モノの貿易の自由化（10年以内の関税撤廃）の状況（貿易額ベース）（単位：％）

相手国	相手国の輸入	我が国の輸入	往復貿易
シンガポール	100	94	98
メキシコ	98	87	94
マレーシア	99	94	97
フィリピン	97	92	94
タイ	98	92	95

（出典）尾池厚之「日本のEPA交渉の展開と展望」『貿易と関税』54巻12号, 2006.12, p.33.

2 発効済・署名済の協定の概要

以下では、既に発効済または署名済となっている我が国と6か国（シンガポール、メキシコ、マレーシア、フィリピン、チリ、タイ）とのFTAについて、関税譲許の概要をそれぞれ紹介する。

（1）シンガポールとのFTA

「新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定」は、2002年1月13日に署名され、同年11月30日に発効した。

日本側で、鉱工業品部分について、6,746品目のうち、例外品目294品目（石油製品の一部、石油化学品の一部、皮革等）を除き、関税が撤廃された。また、農林水産品2,277品目については、そのうち、WTOに無税を約束した品目（WTO無税譲許品目）の数が428、実際の適用税率が無税となっている品目（実行無税品目）の数が58となっている（ただし、いずれも関税割当制度の対象品目を除いた数字）。これに対して、シンガポール側は、全ての品目を無税とした¹⁰。

その後、2006年4月には協定改正に向けた交渉が開始された。2007年1月に大筋合意に達し、同年3月19日には署名に至っている。改正案のうち、市場アクセスに関する部分の概要は、以下のとおりである¹¹。

<日本市場へのアクセス改善>

- ・ 一部の石油・石油化学製品の即時または段階的な関税撤廃。
- ・ 一部の熱帯産品及びその調製品の即時または段階的な関税撤廃。

¹⁰ 財務省『協定の具体的内容の概要』<<http://www.mof.go.jp/jouhou/kanzei/ka140115d.pdf>>

¹¹ 外務省『日本・シンガポール経済連携協定改正（大筋合意の概要）』<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/singapore/pdfs/gaiyo.pdf>

(2) メキシコとの FTA

「経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定」（以下日墨 EPA とする。）は、2004年9月17日に署名され、2005年4月1日に発効した。双方の関税譲許の概要は、表3のとおりである。

表3 日墨 EPA における関税譲許の概要

メキシコ側の関税譲許の概要	
鉄鋼	全ての鉄鋼製品について、10年以内に撤廃。そのうち、特定業種（※）向けに使われる鉄鋼製品については即時撤廃。 （※）電子、家庭用電気製品、資本財、自動車の4分野。
自動車	乗用車と大型を除いたバス・トラックについて、協定発効時から、前年のメキシコ国内販売台数の5%に相当する新規の無税枠を設定。7年目からは完全に自由化。 （注）メキシコ国内に生産拠点を有する企業向けの既存無税枠は、別途維持。
日本側の関税譲許の概要	
豚肉	[関税割当] 1年目38,000トン→5年目80,000トン [枠内税率] 従価税部分の税率を約半分に削減（4.3%→2.2%）。
鶏肉	協定発効後1年目は、市場開拓枠10トン（無税）。 [関税割当] 2年目2,500トン→5年目8,500トン [枠内税率] 2年目は現行税率の10%削減、3～5年目は品目により現行税率の10%～40%削減（関税率は協定発効後1年目に協議）。
牛肉	協定発効後2年間は、市場開拓枠10トン（無税）。 [関税割当] 3年目3,000トン→5年目6,000トン [枠内税率] 品目により現行税率の10%～40%削減（関税率は協定発効後2年目に協議）。
オレンジ生果	協定発効後2年間は、市場開拓枠10トン（無税）。 [関税割当] 3年目2,000トン→5年目4,000トン [枠内税率] 現行税率を半分に削減（6～11月：16%→8%、12～5月：32%→16%、関税率は協定発効後2年目に協議）。
オレンジジュース	[関税割当] 1年目4,000トン→5年目6,500トン（濃縮換算） [枠内税率] 現行税率を半分に削減（25.5%→12.7%）。
※上記5品目は、協定発効後5年目に再協議。	
パイナップル、砂糖等 再協議	

（出典）経済産業省「経済連携の取組（EPA）について」2007.4<http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/data/070412EPA.pdf>；農林水産省「経済連携協定（EPA）・自由貿易協定（FTA）をめぐる状況」2007.4<http://www.maff.go.jp/sogo_shokuryo/fta_kanren/fta-1.pdf>に基づき作成。

（注）米麦、乳製品、合板、カッサバでん粉、サゴでん粉、くろまぐろ、さば等は、FTA 交渉の対象から除外された。

日墨EPAで協定発効後1～2年目に再協議を行うこととされていた鶏肉、牛肉、オレンジ生果に関わる日本側の関税率については、2006年9月20日、合意に達し、「経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定第五条3及び5の規定に基づく市場アクセスの条件の改善に関する日本国とメキシコ合衆国との間の議定書」が署名された。その概要は次のとおりである¹²。

¹² 衆議院調査局外務調査室『経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定第五条3及び5の規定に基づく市場アクセスの条件の改善に関する日本国とメキシコ合衆国との間の議定書（条約第1号）

- ・ 鶏肉については、協定発効後 2 年目の枠内税率を、現行の実行最恵国税率よりも 10% 引き下げ、3 年目から 5 年目までの枠内税率を、現行の実行最恵国税率よりも、10% から 40%引き下げる。
 - ・ 牛肉については、協定発効後 3 年目から 5 年目までの枠内税率を、現行の実行最恵国税率よりも、10%から 40%引き下げる。
 - ・ オレンジ生果については、協定発効後 3 年目から 5 年目までの枠内税率を、現行の実行最恵国税率よりも 50%引き下げる。
- 上記の議定書は、第 165 回国会にて承認された。

(3) マレーシアとの FTA

「経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定」(以下日馬 EPA とする。)は、2005 年 12 月 13 日に署名され、2006 年 7 月 13 日に発効した。双方の関税譲許の概要は、表 4 のとおりである。

表 4 日馬 EPA における関税譲許の概要

マレーシア側の関税譲許の概要	
自動車・同部品	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地組立車用の部品は即時撤廃。現地組立車用以外の部品は、2008年に 0%～5%まで削減、2010年までに撤廃。 ・ 排気量2,000cc以上3,000cc以下の乗用車、同3,000cc超の多目的車、20トン超のトラック、バスは、2010年までに段階的撤廃。 ・ 同3,000cc超の乗用車は、2008年までに0%～5%まで削減、2010年までに撤廃。 ・ 上記以外の全ての完成車は、2015年までに段階的撤廃。
鉄鋼	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実質的に全ての鉄鋼製品について10年以内に撤廃。 ・ 用途別免税をEPAの枠内で制度化。
電気・電子製品	ほぼ全ての品目について10年以内に撤廃。
繊維・衣類	ほぼ全ての品目について即時撤廃。
化学品	ほぼ全ての品目について10年以内に撤廃。
日本側の関税譲許の概要	
えび	即時撤廃
パーム油	即時撤廃
パナナ	[関税割当] 1,000トン (枠内税率はゼロ)
合板	マレーシア側の輸出規制・輸出税問題と併せて再協議。
合板以外の林産品	即時撤廃
大豆油、ショートニング、さわら等	再協議

(出典) 経済産業省「日マレーシア経済連携協定(概要)」2006.7<http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/data/malaysia_epa_gaiyou0607.pdf> ; 農林水産省「経済連携協定 (EPA) ・自由貿易協定 (FTA) をめぐる状況」2007.4<http://www.maff.go.jp/sogo_shokuryo/fta_kanren/fta-1.pdf>に基づき作成。

(注) 米麦、牛肉、豚肉、砂糖、パイナップル、でん粉等は、FTA 交渉の対象から除外された。

(4) フィリピンとの FTA

「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定」(以下日比 EPA とする。)は、2006 年 9 月 9 日に署名された。双方の関税譲許の概要は、表 5 のとおりである。

に関する資料』2006.10, pp.1-2.

表5 日比 EPA における関税譲許の概要

フィリピン側の関税譲許の概要	
鉄鋼・鉄鋼製品	・輸出量の60%以上については即時撤廃（熱延鋼板、冷延鋼板等の関税割当枠含む）。鉄鋼製のボルトや台所用品等の鉄鋼製品は10年以内に撤廃。
自動車・同部品	・現地生産されていない現地組立車用部品は即時、その他部品は10年以内に撤廃。 ・排気量3,000cc超の自動車（完成車）については、原則として2010年までに撤廃（2009年以降に再協議可能だが、その場合は、遅くとも2013年までに撤廃）。 ・同3,000cc以下の自動車（完成車）については、2009年までに税率を20%まで引き下げた上で、再協議。
日本側の関税譲許の概要	
粗糖	協定発効後4年目に再協議。
糖みつ	[関税割当] 3年目2,000トン→4年目3,000トン（枠内税率を半分に削減）
マスコバド糖	[関税割当] 3年目300トン→4年目400トン（枠内税率を半分に削減）
鶏肉（骨付きもも肉を除く）	[関税割当] 1年目3,000トン→5年目7,000トン（枠内税率11.9%→8.5%）
バナナ	・小さい種類のもの…10年で段階的撤廃。 ・その他…冬季関税：20%→18%、夏季関税：10%→8%
パイナップル（900g未満）	[関税割当] 1年目1,000トン→5年目1,800トン（枠内税率はゼロ） ・缶詰は、5年後またはWTO交渉後に再協議。
キハダマグロ・カツオ	5年で段階的撤廃。
牛肉、豚肉、合板等	再協議

（出典）経済産業省「日比経済連携協定について」2006.9<<http://www.meti.go.jp/press/20060908008//gaiyou.pdf>>；関税・外国為替等審議会「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の署名について」2006.9.13<<http://www.mof.go.jp/singikai/kanzegaita/top.htm>>；農林水産省「経済連携協定（EPA）・自由貿易協定（FTA）をめぐる状況」2007.4<http://www.maff.go.jp/sogo_shokuryo/fta_kanren/fta-1.pdf>に基づき作成。

（注）米麦、乳製品、サゴでん粉、水産IQ品目等は、FTA交渉の対象から除外された。

（5）チリとのFTA

「戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定」（以下日チリ EPA とする。）は、2007年3月27日に署名された。双方の関税譲許の概要は、表6のとおりである。

表6 日チリ EPA における関税譲許の概要

チリ側の関税譲許の概要	
自動車	乗用自動車、貨物自動車共に即時撤廃。
一般機械	即時撤廃
電気・電子製品	即時撤廃
日本側の関税譲許の概要	
精製銅（地金）	10年間で段階的撤廃。
ぎんざけ・ます	10年間で段階的撤廃。さけ・ますなどの需給情報を交換するための水産物協議会を設置。
豚肉	[関税割当] 1年目32,000トン→5年目60,000トン [枠内税率] 従価税部分を約半分に削減（4.3%→2.2%）。
牛肉	[関税割当] 1年目1,300トン→5年目4,000トン [枠内税率] 1・2年目は現行税率の10%削減、3～5年目は現行税率の20%削減。
鶏肉	[関税割当] 1年目3,500トン→5年目5,500トン [枠内税率] 1・2年目は現行税率の10%削減、3～5年目は現行税率の28.5%削減。
トマトピューレ・ペースト	[関税割当] 1年目3,700トン→5年目5,000トン（枠内税率はゼロ）
チーズ、オレンジ等	再協議

（出典）経済産業省「日本・チリ経済連携協定について」2007.3<http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/data/070327JapanChileEPA.pdf>；農林水産省「経済連携協定（EPA）・自由貿易協定（FTA）をめぐる状況」2007.4<http://www.maff.go.jp/sogo_shokuryo/fta_kanren/fta-1.pdf>に基づき作成。

（注）米麦、乳製品、でん粉、砂糖、チョコレート、水産IQ品目等はFTA交渉の対象から除外された。

(6) タイとのFTA

「経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定」(以下日タイ EPA とする。)は、2007年4月3日に署名された。双方の関税譲許の概要は、表7のとおりである。

表7 日タイ EPA による関税譲許の概要

タイ側の関税譲許の概要	
自動車・同部品	<ul style="list-style-type: none"> ・排気量3,000cc超の乗用車(完成車)は4年目までに現行税率80%を60%に削減。更なる自由化と2010年代半ばの関税撤廃について、2009年に協議開始。同3,000cc以下の乗用車(完成車)は協定発効後5年後に自由化の協議を実施。 ・関税20%超の部品は初年度に20%までに削減、5年後に撤廃。関税20%以下の部品は協定発効後5年後に撤廃。 ・一部エンジン・エンジン部品等5品目は協定発効後7年後に撤廃。
鉄鋼	<ul style="list-style-type: none"> ・全輸出量の約半分が即時撤廃(無税枠含む)。 ・即時撤廃はタイへの全輸出量363万トン(2004年ベース)の25%。 ・無税枠は熱延鋼板用95万トン。その他は5年後、6年後、9年後、10年後に撤廃。
電気・電子製品	例外なく協定発効日から10年以内に撤廃。
化学品	例外なく協定発効日から10年以内に撤廃。
日本側の関税譲許の概要	
鉱工業品	ほぼ全品目、即時撤廃。
鶏肉	<ul style="list-style-type: none"> ・鶏肉(骨なし)は5年で11.9%→8.5%。 ・鶏肉調製品は5年で6%→3%に削減。
バナナ(生鮮)	[関税割当] 1年目4,000トン→5年目8,000トン(枠内税率はゼロ)
パイナップル(重量の小さいもの:生鮮)	[関税割当] 1年目100トン→5年目300トン(枠内税率はゼロ)
糖みつ	[関税割当] 3年目4,000トン→4年目5,000トン(枠内税率は7.65円/kg)
でん粉誘導体	[関税割当] 200,000トン(枠内税率はゼロ)
えび・えび調製品	即時撤廃
かつお・まぐろ調製品	5年間で撤廃。
豚肉、砂糖、カッサバでん粉、合板等	再協議

(出典) 経済産業省「日タイ経済連携協定の概要」2007.4<<http://www.meti.go.jp/press/20070403001/nitithaiepa-gaiyo.pdf>>; 外務省「日タイ経済連携協定の署名」2007.4<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/thailand/pdfs/gaiyo.pdf>; 農林水産省「経済連携協定(EPA)・自由貿易協定(FTA)をめぐる状況」2007.4<http://www.maff.go.jp/sogo_shokuryo/fta_kanren/fta-1.pdf>に基づき作成。

(注) 米麦、乳製品、牛肉、サゴでん粉、水産IQ品目等は、FTA交渉の対象から除外された。

3 大筋で合意に至った交渉の概要

続いて、これまでに大筋で合意に至ったインドネシア、ブルネイとのFTAをめぐる交渉について、それぞれの概要を紹介する。

(1) インドネシアとのFTA

2005年6月より交渉が開始され、2006年11月に大筋合意に至った。合意の概要は次のとおりである¹³。

¹³ 「対日EPA交渉、首脳会談で大筋合意」『通商弘報』2006.12.1; 農林水産省『経済連携協定(EPA)・自由貿易協定(FTA)をめぐる状況』2007.4<http://www.maff.go.jp/sogo_shokuryo/fta_kanren/fta-1.pdf>

<インドネシア市場へのアクセス改善>

- ・自動車・・・排気量 3,000cc 超の乗用車は、2012 年までに関税を撤廃する。その他大部分の完成車（バス・トラックを含む）は、2016 年までに関税を 5% 以下に引き下げる。
- ・自動車部品・・・大部分について、2012 年までに関税を撤廃する。
- ・鉄鋼・・・自動車・同部品、電気・電子製品などの用途に向けた鉄鋼を免税とする。

<日本市場へのアクセス改善>

- ・えび、えび調製品・・・関税を即時に撤廃する。
- ・バナナ、パイナップル・・・関税割当を設定する。

（2）ブルネイとの FTA

2006 年 5 月より交渉が開始され、2006 年 12 月、大筋合意に至った。合意の概要は、以下のとおりである¹⁴。

<ブルネイ市場へのアクセス改善>

- ・自動車（乗用車、バス、トラックなど）・・・3 年以内に関税を撤廃する。
- ・自動車部品・・・ほぼ全ての品目につき、3 年以内に関税を撤廃する。
- ・電気・電子製品、産業機械・・・ほぼ全ての品目につき、5 年以内に関税を撤廃する。

<日本市場へのアクセス改善>

- ・マンゴー、えび・・・関税を即時に撤廃する。

III FTA の課題

1 貿易自由化をめぐる課題

これまで我が国が締結または大筋合意してきた FTA の内容を振り返ると、往復の貿易額では関税撤廃率が 90% を超えており、WTO との整合性という点では問題がないと思われる¹⁵が、我が国側の関税撤廃率が相手国側の関税撤廃率を下回っている点に着目すれば、市場開放度が高いとは言いがたい。とりわけ、メキシコとの FTA 交渉で、一部農産品について、関税撤廃ではなく、関税割当の数量拡大などの方式がとられたことから、我が国側の自由化達成度が低いとも考えられる¹⁶。

既に我が国は幾つかのアジア諸国との間において、FTA が発効・署名済または現在交渉中である。アジア地域の農業特性や各国の経済発展段階を考慮すると、単純な関税引き下げによって機械的に貿易自由化を行えば逆に様々な問題を惹起する可能性もあり、今後のアジア諸国との FTA 交渉に際しては、WTO の最恵国待遇原則が骨抜きにならないよう留意

¹⁴ 外務省『日本・ブルネイ経済連携協定（大筋合意の概要）』

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/brunei/pdfs/j_brunei_goi.pdf>

¹⁵ 尾池厚之「日本の EPA 交渉の展開と展望」『貿易と関税』54 巻 12 号, 2006.12, p.32.

¹⁶ 木村福成「EPA 交渉の加速と国際競争力強化」『ESP』489 号, 2006.6, p.38.

しながら、自由化に対して柔軟な対応をとるべきであるとの指摘もある¹⁷。

また、2007年4月から、オーストラリアとのFTA交渉も開始された。我が国とオーストラリアとの貿易では、我が国の輸入総額に占める高関税品目（牛肉、乳製品、小麦など）の割合が高いことから、これらの品目を除外するとGATT第24条が求めるFTAの要件を満たすことができない可能性がある¹⁸。

FTAは、締結国間で貿易障壁を引き下げる政策であると同時に、それ以外の国に対しては、貿易障壁が残るといった問題も抱えている。FTAで高関税品目の輸入についてだけ関税の撤廃を行うと、域外国からの輸入が域内国からの輸入に置き換えられる貿易転換効果が生じてしまう。そうした弊害を避けるためには、高関税品目を対象に含めるべきではないとの見方もある¹⁹。また、貿易転換効果のデメリットを考慮に入れると、モノの貿易の自由化はWTO交渉を通じて実現し、FTA・EPAの二国間交渉では投資、人の移動や競争政策の調和などに重点を置くのが望ましいとする意見もある²⁰。

2 原産地規則をめぐる課題

我が国が諸外国・地域と締結するFTAの数が増加し、協定ごとの規定内容の相違が大きくなると、それが民間ビジネスのコスト増大要因となる可能性が指摘されている²¹。FTAごとの規定内容の相違の代表例として位置づけられるのが、原産地規則である。同規則は、輸入品の国籍を判別するためのルールであり、FTAが締結国の原産品に限り協定特惠税率の適用を認めていることから、迂回行為（第三国の原産品を協定締結国経由で輸入し、協定特惠税率を利用する行為）を防止することを主眼としている²²。

部品調達や生産ネットワークのグローバル化を背景に、企業は不断のコスト削減を求められている。そうしたなか、企業が原産地規則をクリアし、協定特惠税率の適用対象となるためには、協定締結国からの部品等の調達割合を一定水準以上にするなどが必要である。ところが、締結国の原産地認定を得るために生産工程を複雑化すると、製造コストの上昇を招きかねないというジレンマがある。

また、現在、東アジアで進む2国間FTAの原産地規則は、付加価値基準²³を共通ルールとしたもののほか、関税分類変更基準²⁴をベースとしながらも、それに付加価値基準を組み合わせるにより、品目ごとに異なる基準を設定しているものも見られる。このような形でFTAの数が増加していくと、企業にとっては制約要因も同時に増加することとなり、それぞれの原産地規則を満たす最大公約数的な調達・生産を採用せざるを得なくなるといった指摘もある²⁵。原産地規則の調和は、アジア地域を包括したFTAを構築するための今

¹⁷ 石田信隆「東アジア農業とFTA」『中国21』21号、2005.3、pp.85-100。

¹⁸ 「日豪EPAで農業は壊滅？」『週刊東洋経済』6059号、2007.1.13、p.35。

¹⁹ 鈴木宣弘「FTA評価の視点」『FTAと食料』筑波書房、2005、p.43。

²⁰ 阿部顕三「経済教室 WTO・FTAすみ分けを」『日本経済新聞』2006.6.12。

²¹ 『通商白書 2006年版』p.182。

²² 上川純史「日本の『原産地規則』の概要」『貿易実務ダイジェスト』46巻7号、2006.7、p.6。

²³ 付加価値基準とは、製造・加工により産品に付加された価値が一定の比率以上となる場合、その産品に実質的変更があったとみなして、そのような生産過程が行われた国・地域を原産地とする基準をいう。

²⁴ 関税分類変更基準とは、産品に使用された輸入原材料・部分品の関税分類番号と、それらを使用し製造された産品の関税分類番号とが異なる場合、その産品に実質的変更があったとみなして、そのような生産過程が行われた国・地域を原産地とする基準をいう。

²⁵ 若松勇「東アジアのFTAで求められる原産地規則の調和」『ジェトロセンサー』55巻652号、2005.3、p.31。

後の重要課題の一つであると考えられよう。

アジア地域を包括するFTA構想としては、中国が提唱している「東アジア自由貿易協定（EAFTA）」構想と、我が国が提唱している「東アジア包括的経済連携協定（CEPEA）」とが挙げられる。前者が、ASEAN+3（日中韓）を対象とする一方、後者は、ASEAN+6（日中韓+インド・オーストラリア・ニュージーランド）を対象としているが、いずれも構想の段階にとどまっている。今のところは、ASEANをハブにしつつASEAN+1s²⁶で自由化が進められているというのが実状である²⁷。ASEANと中国のFTAは既に発効済であり、一部の物品については、日本企業にとって不利なケースも指摘されている²⁸。

ちなみに現在交渉が行われている我が国とASEANとのFTAでは、我が国とASEANの付加価値が合計で40%以上となる物品については、「日ASEAN原産」として、「ASEAN原産」と同様に取り扱われる模様である²⁹。ただし、「付加価値基準40%ルール」については、為替や原材料価格の変動によって原産地比率が変化しやすいという問題点もある³⁰。また、付加価値基準は、企業側が常に付加価値の変化を監視したり、部品単位で原産地を把握した上で、全体の付加価値を計算しなければならないなどの点から、関税分類変更基準など他の方法に比べ、企業側に過大な負担を強いるとの指摘もある³¹。

おわりに

今後、農業国とのFTA交渉が本格化すれば、いかにして自由化の例外の少ないFTAを結べるかが焦点となろう。質の高い協定の締結は、国内経済の構造調整の進展に道を開く要因となるからである。オーストラリアとのFTA交渉は、その試金石となる可能性が大きい。また、2国間のFTAを、東アジアを包括したFTAへと繋げていくためにも、異なる協定間における原産地規則の調和という問題にこれまで以上に目配りする必要がある。

²⁶ ASEAN+1sは、ASEANと中国、ASEANと韓国、ASEANと日本、ASEANとオーストラリア、ニュージーランド、ASEANとインドを意味する。

²⁷ 助川成也「東アジア経済圏構築の動きと懸念」『日刊工業新聞』2006.10.23.

²⁸ 助川成也「FTA締結遅れで日本企業に不利なケースも」『ジェトロセンサー』56巻657号, 2006.6, p.57.

²⁹ 「経済統合の動き加速」『日刊工業新聞』2006.9.28.

³⁰ 『ジェトロ貿易投資白書 2006年版』p.91.

³¹ 梅島修「FTA原産地制度」『JMC journal』53巻10号, 2005.11, p.38.